

運営規定
社会福祉法人福角会
指定多機能型事業所 くるみ園
(指定児童発達支援センター・指定保育所等訪問支援事業所
放課後等デイサービス・指定児童発達支援事業所)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人福角会（以下「事業者」という。）が設置するくるみ園（以下、「事業所」という。）において実施する指定通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援（以下、「指定通所支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、子ども及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、子ども及び保護者の立場に立った適切な指定通所支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、子どもの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。

2 事業所は、子どもが生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、子どもの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。

3 事業所は、子どもが子ども以外の児童との集団生活に適応することができるよう、子どもの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。

4 指定通所支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5 前四項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）及び愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年10月23日条例第51号）並びに愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年10月23日条例第49号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所支援の提供に当たっては、保護者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

(事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 実施事業と名称

- ① 児童発達支援センター くるみ園
- ② 保育所等訪問支援事業 くるみ園
- ③ 放課後デイサービス みらい
- ④ 児童発達支援事業 あんよ

(2) 所在地 愛媛県松山市福角町甲1285番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 3人以上 (2人以上は常勤)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、子どもの有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて子どもの希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、子どもが自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定通所支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、子どもの生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定通所支援の目標及びその達成時期、指定通所支援を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。

(ウ) 個別支援計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を保護者に交付すること。

(エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(子どもについての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、指定通所支援事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。

2 事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援センター

(ア) 保育士・児童指導員 7人以上 (うち1名以上は常勤)

保育士及び児童指導員は、個別支援計画に基づき、児童及び保護者に対し適切に発達支援等を行う。

(イ) 調理員 1人以上

調理員は、昼食の提供、食育に関する業務を行う。

(ウ) 運転手 1人以上

運転手は、通園のための送迎バス等運転業務を行う。

(エ) 嘱託医 1人以上

医師は、児童の健康診断および健康相談を行う。

(2) 指定保育所等訪問支援事業

(ア) 訪問支援員 1人以上

訪問支援員は、保育所等訪問支援計画に基づき、児童及び保護者に対し適切に発達支援等を行う。

(3) 指定放課後等デイサービス

(ア) 児童指導員・保育士 2人以上 (うち1名以上は常勤)

児童指導員・保育士は、個別支援計画に基づき子ども及び子どもの保護者に対し適切に支援等を行う。

(イ) 機能訓練担当職員 1人以上

機能訓練担当職員は、身体機能等障害のある利用者に対し、定期的に機能訓練を実施する。

(4) 指定児童発達支援

(ア) 児童指導員・保育士 2人以上 (うち1名以上は常勤)

保育士及び児童指導員は、個別支援計画に基づき、児童及び保護者に対し適切に発達支援等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援センター くるみ園

(ア) 営業日

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)
センターが指定した土曜日及び日曜日
ただし、センターが定めた年末年始等及び悪天候等に伴う休園日は除く。

(イ) 営業時間

午前8時20分から午後5時20分まで

(ウ) サービス提供日

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)
センターが指定した土曜日及び日曜日
ただし、センターが定めた年末年始等及び悪天候等に伴う休園日は除く。

(エ) サービス提供時間

午前10時00分から午後3時00分まで
水曜日と土曜日に関しては午前10時00分から午後1時30分まで

(2) 指定保育所等訪問支援事業 くるみ園

(ア) 営業日

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)
センターが指定した土曜日及び日曜日
ただし、センターが定めた年末年始等及び悪天候等に伴う休園日は除く。

(イ) 営業時間

午前8時20分から午後5時20分まで

(ウ) サービス提供日

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)
センターが指定した土曜日及び日曜日
ただし、センターが定めた年末年始等及び悪天候等に伴う休園日は除く。

(エ) サービス提供時間

午前8時30分から午後4時00分まで

(3) 指定放課後等デイサービス みらい

(ア) 営業日 日曜日から木曜日及び土曜日、及び学期休み中の金曜日とする。

ただし、1月1日～3日、8月13日～16日まで、及び行事等で事業の実施が困難な場合除く。

(イ) 営業時間 午後1:30から午後6:00までとする。

ただし、祝日、土曜日・日曜日並びに学期休み中の月曜日から金曜日及び学校行事による振替休日等は午前9:00から午後5:00までとする。

(ウ) サービス提供日 日曜日から木曜日及び土曜日、及び学期休み中の金曜日とする。

ただし、1月1日～3日、8月13日～16日まで、及び行事等で事業の実施が困難な場合除く。

(エ) サービス提供時間 午後1:30から午後6:00までとする。

ただし、祝日、土曜日・日曜日並びに学期休み中の月曜日から金曜日及び学校行事による振替休日等は午前9:00から午後5:00までとする。

(4) 指定児童発達支援 あんよ

(ア) 営業日

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)
事業所が指定した土曜日及び日曜日
ただし、事業所が定めた年末年始等及び悪天候等に伴う休園日は除く。

(イ) 営業時間

午前9時00分から午後5時00分まで

(ウ) サービス提供日

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)
事業所が指定した土曜日及び日曜日
ただし、事業所が定めた年末年始等及び悪天候等に伴う休園日は除く。

(エ) サービス提供時間

午前9時30分から午後4時00分まで

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員の合計は40名とする。またサービス提供単位ごとの定員は次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援センター くるみ園 30名
- (2) 放課後等デイサービス みらい 10名
- (3) 児童発達支援 あんよ 10名

(指定通所支援を提供する主たる対象者)

第8条 指定通所支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援センター くるみ園
主たる対象者は、知的障害・発達に何らかの遅れを持つ就学前の幼児で、市町から支給決定を受けた児童とする。
- (2) 放課後等デイサービス みらい
障害児(18歳未満の知的障害者及び発達障害者)とする。
- (3) 児童発達支援 あんよ
主たる対象者は、知的障害・発達に何らかの遅れを持つ就学前の幼児で、市町から支給決定を受けた児童とする。

(指定通所支援の内容)

第9条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援センター くるみ園
 - (ア) 個別支援計画の立案・作成
 - (イ) 支援内容
 - ① 生活
 - ② 発達支援
 - 集団による発達支援(クラス活動 グループ活動 その他の集団活動)
 - 個別による発達支援(個々の発達課題に応じた個別の支援(母子プレーを含む))
 - ③ 交流保育(合同保育、合同遊戯、交流保育)
 - ④ 健康(からだのこと)
 - 嘱託医による健康診断、県の巡回による歯科検診等
 - 食事支援
 - ⑤ 水泳(スイミングスクール)
 - ⑥ 発達検査
 - ⑦ 家庭支援
 - ⑧ 送迎サービス
- (2) 保育所等訪問支援事業 くるみ園
 - (ア) 児童本人に対する支援(集団生活への適応のための専門的な支援)
 - (イ) 訪問先施設の保育士等に対する支援(支援方法等の助言・指導)
- (3) 放課後等デイサービス みらい
 - (ア) 個別支援
 - 療育目標を設定した個別プログラムに沿った支援を行う。
 - (イ) 集団活動
 - 療育目標を設定した個別プログラムに沿った支援を行う。

(ウ) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

(エ) 健康状態の確認

(オ) 送迎サービス

発達の程度、地理的条件等により送迎を必要とする子どもについては、必要な送迎サービスを行う。

(カ) 相談、助言に関すること。

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(4) 児童発達支援事業 あんよ

(ア) 個別支援

療育目標を設定した個別プログラムに沿った支援を行う。

(イ) 集団保育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った支援を行う。

(ウ) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

(エ) 健康状態の確認

(オ) 相談、助言に関すること。

子ども及びその育児を行う者の日常生活における育児等に関する相談及び助言を行う。

(保護者から受領する費用の額等)

第10条 指定通所支援を提供した際には、保護者から受給者証に記載された金額を上限とする指定通所支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定通所支援を提供した際は、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定通所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。

(1) 児童発達支援センター くるみ園

(ア) 給食の提供に要する費用

(イ) 日用品費

(ウ) 前号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 保育所等訪問支援事業 くるみ園

(ア) 日用品費

(イ) 前号に掲げるもののほか、指定保育所等訪問支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

(ウ) 島しょ部への訪問の際の、船舶の乗船費用

(エ) 保護者の選定により次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において訪問支援を提供する場合

①事業所から、片道50キロメートル未満 500円

②事業所から、片道50キロメートル以上 1,000円

(3) 放課後等デイサービス みらい

(ア) 指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から定める負担額上限月額範囲内において当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(イ) 法定代理受領を行わない放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定

放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

(ウ)次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。

指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

(4) 児童発達支援事業 あんよ

(ア)指定児童発達支援事業を提供した際は、通所給付決定保護者から定める負担額上限月額範囲内において当該指定児童発達支援事業に係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(イ)法定代理受領を行わない児童発達支援事業を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援事業に係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

(ウ)次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。

指定児童発達支援事業で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) サービスを利用するにあたって、保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、その他、他の児童または保護者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする

(2) 室内外の機器等の使用にあたっては、従業者の指示に従うこと。

(3) 火気の取り扱いに注意すること。

(4) けんか、口論その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(5) その他業務上必要な指示に従うこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業所は、子どもの保護者の依頼を受けて、当該子どもが同一の月に指定通所支援を受けたときは、当該子どもが当該同一の月に受けた指定通所支援に要した通所利用者負担額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の6第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定通所支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、子どもの保護者及び子どもに対し指定通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 各事業所の通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援センター
松山市（島しょ部を除く）とする。
- (2) 保育所等訪問支援事業
松山市全域とする。
- (3) 放課後等デイサービス
通常送迎の実施地域は松山市（島しょ部除く）、東温市の区域とする。
- (4) 児童発達支援
松山市（島しょ部を除く）とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 14 条 現に指定通所支援の提供を行っているときに子どもに病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は子どもの主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定通所支援の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第 15 条 事業所は消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を計画し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第 16 条 提供した指定通所支援に関する子ども又は保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定通所支援に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により愛媛県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子ども又は保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は愛媛県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は愛媛県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条 事業所は、その業務上知り得た子ども又は保護者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た子ども又は保護者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た子ども又は保護者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、子ども又は保護者及びその家族に関する情報を提供

する際は、あらかじめ文書により子ども又は保護者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業者は、子どもの人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止に関する委員会は虐待及び身体拘束適正化検討委員会をこれにあてる。

（身体拘束の禁止）

第19条 事業者は児童発達支援の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図ることとする。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 職員に対して、身体拘束等の適正化の為の研修会を定期的に実施することとする。

（感染症対策に関する事項）

第20条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第21条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

る。

（その他運営に関する重要事項）

第22条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後6カ月以内

（2）継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、子どもに対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 福角会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和3年4月1日より第4条（1）④を追加、第5条1（2）を変更、第5条2（1）（2）（3）を変更（4）を追加、第6条（4）を追加、第7条（3）を追加、第8条（3）を追加、第9条（4）を追加、第10条3（4）を追加、第19条を追加する。

3 令和4年4月1日より第5条（2）を変更、第5条2（1）（ア）から（オ）を変更、（3）、（4）を変更、第7条（3）を変更、第18条を変更、第20条、第21条を追加、以下をくり下げる。

4 第5条1（1）（2）を変更 2（1）（2）（3）を変更、第9条4を変更、第22条を削除、第23条を第22条へ繰り上げる。